（基盤的サービス維持計画に添付する書類の記載事項等）

第八条　法第四条第三項に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　合併等の目的及び経緯

二　合併等に係る特定地域基盤企業が基盤的サービスを提供する地域における人口の推移その他の当該特定地域基盤企業が提供する基盤的サービスに係る需要に関する事項

三　合併等に係る特定地域基盤企業が提供する基盤的サービスに係る収支の推移その他の当該特定地域基盤企業の全部又は一部が当該基盤的サービスを将来にわたって持続的に提供することが困難となるおそれがあることを示す事項

四　合併等に係る特定地域基盤企業の国内売上高（私的独占禁止法第十条第二項に規定する国内売上高をいう。）

五　合併等に係る特定地域基盤企業が提供する基盤的サービスに係る事業の概要及び当該基盤的サービスに係る競争の状況の概要

六　合併等に係る特定地域基盤企業及び当該特定地域基盤企業が属する企業結合集団に属する他の会社（当該企業結合集団に当該特定地域基盤企業以外の当該他の会社が属する場合に限る。）が提供する基盤的サービス以外の商品又はサービスに係る事業の概要及び当該商品又はサービスに係る競争の状況の概要

２　基盤的サービス維持計画には、法第四条第三項の書類のほか、次に掲げる書類を添付するものとする。

一　合併等に関する契約書の写しその他合併等の内容を記載した書類

二　合併等に係る特定地域基盤企業の最近一事業年度の事業報告、貸借対照表及び損益計算書

三　合併等に係る特定地域基盤企業が属する企業結合集団の最終親会社（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第九条から第十六条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則（昭和二十八年公正取引委員会規則第一号）第二条の二第三項に規定する最終親会社をいう。）により作成された有価証券報告書（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十四条第一項に規定する有価証券報告書をいい、外国におけるこれに相当するものを含む。）その他の当該特定地域基盤企業が属する企業結合集団の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なもの

（基盤的サービス維持計画の公表）

第九条　主務大臣は、法第三条第一項の認可を行ったときは、法第六条の規定により、当該認可の日付、当該認可に係る申請者の商号又は名称及び当該認可に係る基盤的サービス維持計画の内容を公表するものとする。

（定期の報告）

第十条　法第七条第一項の報告は、基盤的サービス維持計画の実施期間の各事業年度における実施の状況について、当該事業年度終了後三月以内に、別紙様式第二号による報告書を提出して行わなければならない。

附　則

この命令は、法の施行の日（令和二年十一月二十七日）から施行する。

別紙様式第１号（第６条第１項関係）　（日本産業規格Ａ４）

基盤的サービス維持計画

年　月　日提出

（申請者）本店又は主たる
事務所の所在地
商号又は名称
代　表　者　役職・氏名

地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律（令和２年法律第32号。以下「法」という。）第４条第１項の規定により、基盤的サービス維持計画を次のとおり提出します。

記

第１　合併等に係る契約の内容に関する事項

第２　合併等に係る特定地域基盤企業が基盤的サービスを提供する地域の範囲

第３　合併等を通じた基盤的サービスに係る事業の改善に係る方策及び当該事業の改善に応じた基盤的サービスの提供の維持に関する事項

第４　基盤的サービス維持計画の実施期間

第５　その他合併等による基盤的サービスの提供の維持に関し必要な事項

（記載上の注意）

１．一般的事項

２．から７．により記載が必要とされる事項に加えて、関連する事項を記載することができる。

２．申請者

(1)　申請者（法第４条第１項第１号に規定する申請者をいう。(2)及び７．(2)において同じ。）の欄においては、法第３条第１項の認可を受けようとする特定地域基盤企業等の本店又は主たる事務所の所在地、商号又は名称並びに代表者の役職及び氏名を記載すること。

(2)　特定地域基盤企業等が連名で基盤的サービス維持計画を提出するときは、申請者の